

# 公有財産売却募集要項

(申込先着順)

受付時間 午前9：00から午後5：00まで

※土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除きます

那珂市総務部財政課契約・管財グループ

029-298-1111 内線 525

## 1. 売却物件

### (1) 土地

物件番号	所在地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	売渡価格	備考
1	<del>菅谷 1739-1</del> 売却済み	山林	1,430.25	950万円	市街化調整区域 <del>(※1)</del>
2	菅谷 1739-4	山林	839.75	560万円	市街化調整区域 (※1)

(※1) 建物を建てられる際は、都市計画法上の許可等が必要となります。詳細は建築課へご確認ください。

## 2. 申込資格

(1) 指定日までに代金を一括納入可能な個人又は法人。

(2) 市町村税の滞納をしていないこと。

(3) 次の事項に該当する方は、申込をすることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる方。
- ② 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする方。
- ③ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている方。
- ④ 前記①～③に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする方。
- ⑤ 日本語を完全に理解できない方。
- ⑥ 本要項に関連する規約の内容を承諾せず、順守できない方。
- ⑦ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する那珂市職員。

(4) 2名以上の共有による申込も可能です。

## 3. 申込み方法及び売却の決定

購入を希望される方は、必要書類を持参の上、申込を行って下さい。

### (1) 受付時間及び場所

#### ア) 受付時間

午前9時から午後5時まで

※ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。

#### イ) 受付場所

那珂市福田 1819-5 那珂市役所 5階 総務部財政課契約・管財グループ

### (2) 提出書類

ア) 公有財産売却購入申込書（財政課でお渡しします。また市ホームページからダウンロード出来ます。）

イ) 身分証明書（個人で申込される場合に必要です。本籍地の市役所、町村役場の市民課、住民課等で発行されたものの原本またはコピーを提出してください。法人の方は不要です。）

ウ) 商業登記簿謄本（法人で申込される場合に必要です。個人の方は不要です。）

エ) 納税証明書（在住市町村税に滞納がないことので分かるもの。）

対象となる税金 個人の場合・・・個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

法人の場合・・・法人住民税、固定資産税、軽自動車税

オ) 印鑑登録証明書（個人、法人ともに必要です。）

※申請書類の押印はすべて実印でお願いいたします。

※証明書は発行された日から3ヶ月以内のものでお願いいたします。

(3) 申込先着順にて売却します。

※申込先着の判断については、購入申込書及び必要書類を揃えて提出された日時により判断します。同時刻に複数の方が申込された場合には抽選により先着順を決定します。

なお、電話等による申込及び申込予約は一切受付いたしません。

#### 4. 売買契約の締結

売買契約に要する収入印紙等の費用は申込者の負担となります。

#### 5. 代金の支払い方法

売買契約締結時に市が発行する納入通知書により一括でお支払いください。

#### 6. 土地の所有権の移転等

(1) 土地の所有権移転の登記は、売買代金の支払いを確認した後、市が囑託により行います。所有権移転登記に必要な書類につきましては申込者の負担により提出していただきます。なお、提出時に公有財産払下申請書を合わせて提出していただきます。

<提出書類>・住民票抄本（個人）1通（発行後3ヶ月以内のもの）

・資格証明書（法人）1通（発行後3ヶ月以内のもの）

・公有財産払下申請書1通（財政課でお渡しします）

(2) 所有権移転の登記に要する登録免許税その他の費用は購入者の負担になります。

(3) 所有権移転後、不動産取得税及び固定資産税は購入者の負担となります。

※所有権は土地代金完納時に那珂市から申込者に移転します。